

共通物品一括調達制度

1. 概要

神戸市経理適正化外部検証委員会報告書の提言を踏まえ、既存の共通物品制度（会計室で物品を一括発注し、事業者が各所属に納品する制度）に、各所管課がよく使用し全庁的にある程度の購入量が見込まれる文具等を追加し、各所管課から発注を切り離す「共通物品一括調達制度」として再構築を行おうとするものです。

2. 追加品目

文具類等：45品目

【主なもの】

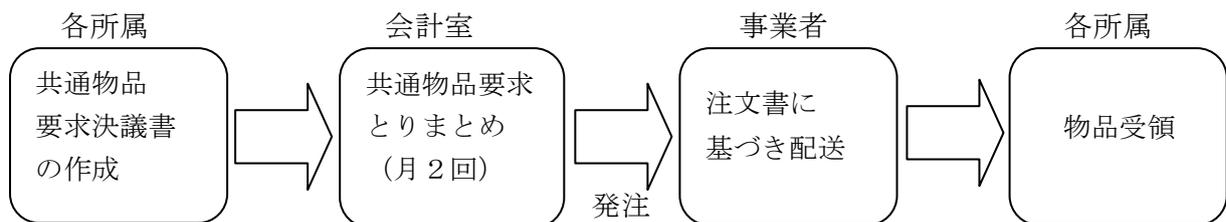
シャープペンシル、鉛筆、蛍光ペン、ボールペン、サインペン、消しゴム、とじひも、クリップ、ダブルクリップ、インデックス、のり、セロテープ、カッター、はさみ、付箋、フラットファイル、パイプ式ファイル、トナーカートリッジ 等

【参考】現在の共通物品 13品目

- ・無地封筒、再生紙、トイレトペーパー、蛍光灯、切手、はがき、収入印紙、自動車重量税印紙
- ・プリペイドカード、新交通回数券、ハーバーハイウェイ回数券、名入封筒、納入通知書

※共通物品として指定されたものは、共通物品調達制度により購入してください。

3. 要求から納品までの流れ



4. スケジュール

平成24年8月中下旬	入札・業者決定
平成24年9月上旬	下半期共通物品規格単価表の周知
<u>平成24年9月20日</u>	<u>共通物品の追加品目分の受付開始</u>